

佐賀県告示第 184 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成 31 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 243 号	佐賀県重要文化財 （絵画）	朝日 青木繁筆	1 面	佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 佐賀県立美術館	佐賀県立小城 高等学校同窓会 会黄城会
重第 244 号	佐賀県重要文化財 （工芸品）	小袖地ドレス	1 着	佐賀市松原二丁目 5 番 22 号 公益財団法人鍋島 報効会	公益財団法人 鍋島報効会
重第 245 号	佐賀県重要文化財 （考古資料）	藤木遺跡出土 鋳型	4 点	鳥栖市宿町 1118 番 地 鳥栖市教育委員会	鳥栖市